



福 企 画 号  
平成 1 9 年 5 月 2 日

国土交通省道路局長 様

北海道松前郡福島町  
町 長 村 田



道路整備に関する中期計画作成にあたっての意見書の提出について

このことについて、平成19年4月2日付国道企第114号により依頼あり  
ましたので別添のとおり意見書を提出いたします。

## 道路整備に関する中期計画への意見

国においては、道路特定財源の見直しへの議論が進められる中であっても首都圏や中部、近畿など大規模経済圏の高速交通体系をさらに進めようとしておりますが、一方 地方においては、いまだに災害の危険や交通安全上の課題を抱えた道路も多数存在しております。

最近の大型台風や低気圧による高潮、高波はかつて無いほど勢力が強く本町においても住家や漁具への被害や通行止めなどをもたらしており、国道は近隣の町々を繋ぐ唯一の道路であり寸断された場合には孤立する危険性もあります。

猛威を増す自然災害から国道を保全すると共に人命や財産を守るためにも、新たな基準での高潮、高波など自然災害に対する万全な対応措置を確立するよう希望しております。

また、道南地域においては、北海道縦貫自動車道や新函館駅までの新幹線の開通が今後10年以内に見込まれております。

これら高速交通への接続を容易にすることがその効果を十分に発揮し利用度を増すことにも繋がることから地域高規格道路の建設整備は、渡島西部地域への交流人口の増加や高度医療の確保、物流の拡大、観光など様々な地域振興にも有用と考えます。

しかし、地域高規格道路の整備が極端に遅れるなどの場合には、近隣との格差がさらに拡大するものとの強い懸念もあります。

本町にとって国道は医療や買い物など日常生活を支える最も大切なインフラであることから、冬期間の除雪や排雪をはじめとして舗装の補修や道路排水などの維持管理の水準をこれまで以上に高め迅速に対応することは、生活圏が拡大する今日にあって地域での日常生活における安心や交通安全の面からも特に重要と考えます。

さらに、各自治体が策定を進めている「国民保護計画」による避難を要する事態に円滑に対応することや今後、広域での市町村合併の進展などに対応することなどを考慮すれば、安定した道路財源を確保した上での道路整備は特に過疎地域にとって不可避な要件と考えるものです。

国土交通省道路局長 様

北海道松前郡

福島町町長 村 田

